

(平成24年12月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

厚生年金関係

3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、共済組合員として掛金を団体により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 7 月 1 日から 61 年 6 月 1 日まで

私は、A社（現在は、B社）から、C社に派遣され、D職として勤務していたが、申立期間の共済組合の加入記録が無い。

C社と同じ団体管轄のE社で勤務した期間については、共済組合の加入記録があるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「住所録」、団体から提出された申立人に係る「履歴票」及び申立人から提出されたA社発行の「機関誌」によれば、申立人が、申立期間にA社に所属し、C社にD職として勤務していたことが認められる。

しかしながら、共済組合から提出された資料によれば、申立人は、申立期間より後に団体管轄のE社に勤務した昭和 64 年 1 月 1 日に組合員資格を新規取得したことが確認できる上、共済組合は、「申立期間に係る組合員資格得喪の資料及び掛金納付の資料は保管しているが、申立人の氏名は確認できない。」と回答しており、申立人のものとみられる未統合の記録も確認することができない。

また、団体は、「C社における勤務期間が1年程度のD職について、申立期間当時は、共済組合の組合員として加入申請を行っていなかったと考えられる。」旨回答している上、前述の「機関誌」で確認できる申立人の前任者である3人のD職も、C社に勤務していた期間における共済組合の加入記録は確認することができない。

さらに、適用事業所名簿及びオンライン記録において、C社は、厚生年金保険の適用事業所であった事実を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る掛金の控除をうかがわせる関連資料及

び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が共済組合員として申立期間に係る掛金を団体により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 10 月 2 日から 63 年 11 月 1 日まで

私は、昭和 62 年 10 月 1 日から A 社に勤務し、途中で会社の名称が B 社に変わったものの、平成 21 年 4 月末まで継続して勤務していた。

年金記録を照会したところ、昭和 62 年 10 月 1 日から同年 10 月 2 日まで、及び 63 年 11 月 1 日から平成 6 年 4 月 1 日までの期間は、A 社の関連会社である C 社（現在は、D 社）で厚生年金保険の被保険者となっているが、申立期間の記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人と一緒に勤務していた同僚の記憶により、申立人が、申立期間において、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によれば、A 社は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所ではなく、申立人は、同社の関連会社である C 社において、昭和 62 年 10 月 1 日に被保険者資格を取得し、その翌日となる同年 10 月 2 日に資格を喪失していることが確認でき、遡及訂正等不自然な点は見当たらない。

また、前述の同僚は、「申立期間当時、厚生年金保険への加入は希望制だった。A 社の従業員のうち、希望者は C 社において厚生年金保険に加入していた。私は、当時、国民年金に加入していたため、厚生年金保険の加入を希望しなかった。」旨述べている。

さらに、A 社の元事業主及び D 社に照会しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

加えて、申立人は、「申立期間当時、給与から厚生年金保険料として数百

円控除されていた。」と記憶しているものの、申立人のC社における厚生年金保険被保険者資格取得時（昭和62年10月1日）及び再取得時（昭和63年11月1日）の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額と申立人が記憶する控除額は大きく相違している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福島厚生年金 事案 1444

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 10 月 1 日から 42 年 10 月 1 日まで
私は、昭和 41 年 10 月 1 日から 43 年 2 月 20 日まで、A社B事業所で、臨時社員としてC業務に従事していたにもかかわらず、申立期間の加入記録が無いことに納得できない。
申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の記憶から、具体的な勤務期間までは特定することができないものの、申立人がA社B事業所に臨時社員として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人と同様に臨時社員として勤務した複数の同僚は、「申立期間当時、勤務開始後すぐには厚生年金保険に加入していなかった。」と述べている上、A社の承継事業所であるD社は、「申立人の社員番号が無いことから、申立人は正社員ではない。臨時社員に対する厚生年金保険の加入は、事業所単位の裁量に任せられていた。」と回答していることから、当時は、臨時社員について勤務開始と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、前述のD社は、「臨時社員の人事記録の保管期限は5年間であり、申立人の人事記録は廃棄された。」としていることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人の被保険者資格取得日は昭和 42 年 10 月 1 日となっていることが確認でき、遡及訂正等不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。